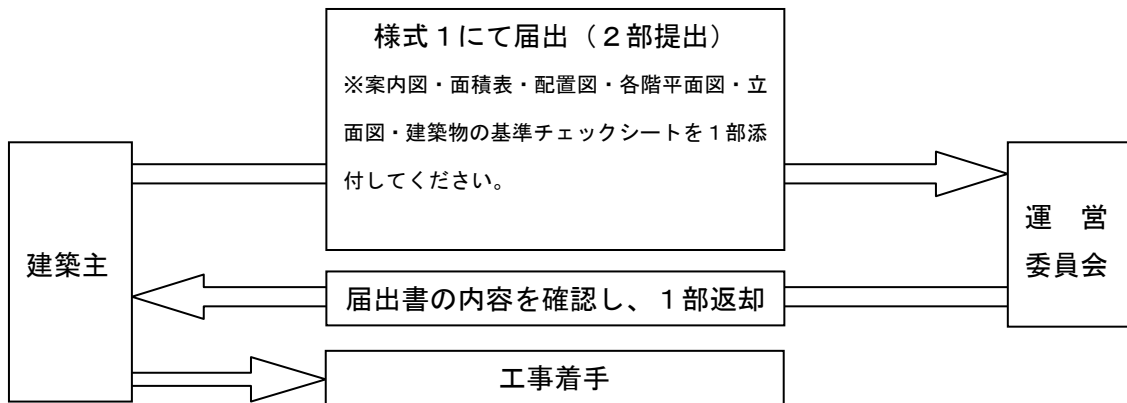


建築物の建築等・土地や建物の所有者の変更等がある場合は建築協定運営委員会に届出をお願いいたします。

○建築物の建築等を行おうとする場合

建築物を新築・増築・改築をする場合には、その内容が建築協定の内容に適合している必要があります。工事に着手後や建築物が完成してからトラブルにならないように、工事着手前に建築協定運営委員会に様式1の「建築行為等の事前届」を提出し、協定内容に適合していることを確認した後に、工事に着手していただきますようお願いいたします。

工事着手までの流れ



○土地や建物の所有者の変更等がある場合

変更後の土地や建物の所有者の方は、建築協定運営委員会に様式2の「土地所有者等の変更届」の提出をお願いいたします。

土地所有者等の変更届の流れ

